

京都市上下水道局告示第37号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号及び第2号の規定に基づき代表者及び商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年10月2日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都府城陽市平川東垣外40番地の1  
キタザワ産業株式会社  
代表取締役 北澤 秀明

2 変更事項

(1) (代表者の変更)

北澤 司 から 北澤 秀明 に変更

(2) (商号の変更)

北沢産業株式会社 から キタザワ産業株式会社 に変更

(上下水道局下水道部管理課)